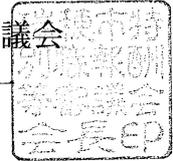


令和6年1月30日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市特別職報酬等審議会

会長 坂 元 弘



瑞穂市特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年10月13日付け瑞総第116号にて諮問のありました標記の件につきまして、別紙のとおり答申します。

答 申

令和5年10月13日に諮問を受けました市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等並びに市長、副市長及び教育長の給料月額については、次のとおりとすることが適当である。

1 報酬の月額

職 名	答 申	現 行	変更内容
議長	月額 400,000 円	月額 385,000 円	15,000 円引き上げ
副議長	月額 345,000 円	月額 330,000 円	15,000 円引き上げ
常任委員会の委員長	月額 334,000 円	月額 319,000 円	15,000 円引き上げ
議会運営委員会の委員長	月額 334,000 円	月額 319,000 円	15,000 円引き上げ
議員	月額 323,000 円	月額 308,000 円	15,000 円引き上げ

2 給料の月額

職 名	答 申	現 行	変更内容
市長	月額 860,000 円	月額 860,000 円	現状維持
副市長	月額 720,000 円	月額 720,000 円	現状維持
教育長	月額 650,000 円	月額 650,000 円	現状維持

3 実施時期

令和6年5月1日

審議の経過

1 はじめに

本審議会は、令和5年10月13日に、瑞穂市長から瑞穂市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について意見を求められました。

1. 市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等について
 2. 市長、副市長及び教育長の給料月額について
- これらの諮問を受け、4回の審議会を開催しました。

審議に当たり、各種資料に基づき、県内他市や全国の類似団体の現況を参考にしつつ、人口、財政力指数、標準財政規模と報酬月額や給料月額との相関関係などを分析するとともに本市の市勢及び財政状況などを勘案しながら、各職の職務の内容、活動状況など、広範な観点から意見交換を行い、市民感情等にも配慮しながら、より客観的な立場に留意しつつ慎重に審議を行いました。

審議会は、次のように開催しました。

- 第1回 令和5年10月13日
- 第2回 令和5年11月27日
- 第3回 令和5年12月25日
- 第4回 令和6年 1月25日

2 市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等について

前回の答申（平成28年10月）から現在までにおいて、市議会では瑞穂市議会基本条例第20条に規定する議員定数を調査検討する議員定数調査検討部会が平成30年と令和4年に設置され、検討された結果、ともに議員の定数18名が妥当であると報告がされています。

地方分権が進み、市政の両輪の一つである市議会の構成員である議員の果たす役割と責任はますます重要になっています。さらに、瑞穂市においては、人口増加により議員一人当たりの負担も増える中、議員の報酬については、県内他市及び類似団体と比較しても低い状況です。

このことから、今後の議員活動が充実し、若者や女性が市政への参画を目指すことができ、将来の市議会が幅広い年齢層からの議員構成になることを期待して、人口規模や標準財政規模などが瑞穂市に最も近い美濃加茂市の議員報酬予算総額を参考に

概ね5%（1万5千円）引き上げることが適当であるとの結論に達したが、5%（1万5千円）引き上げること賛成した委員の中には、議員定数を削減して見合った報酬月額に引き上げることが望ましいとする意見もありました。

また、報酬月額を7%引き上げることが妥当とする意見が2名、10%以上引き上げることが妥当とする意見が1名ありましたことを申し添えます。

なお、議長、副議長、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長にあっては、議員報酬との現状の差額（議長は7万7千円、副議長は2万2千円、各常任委員会の委員長及び議会運営委員会の委員長は1万1千円）を維持する結論となりました。

3 市長、副市長及び教育長の給料月額について

市長、副市長及び教育長の給料月額についても、県内の類似市を中心に県内他市及び全国の類似団体の状況を参考にし、以下の様な結論となりました。

市政の牽引役を担う市長については、日常の活動状況や市政運営の重要事項に対する対応などを勘案すると、県内他市の市長の給料月額と比較して平均より若干低い金額ではあるが、議員同様に参考にした市の市長給料月額87万円と比較しても現行の給料月額は妥当であり、月額86万円を維持することが望ましいとしました。

副市長については、県内他市の副市長の給料月額と比較して平均より若干低い金額ではあるが、他の役職同様参考とした市の副市長給料月額72万5千円との比較や市長の活動を支える現在の活動状況を勘案し、現行の給料月額は妥当であり、月額72万円を維持することが望ましいとしました。

教育長については、前回の審議会前に法改正により特別職として位置づけられ、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する職務が明確化されたことなどから、前回の審議会において、65万円へ引き上げた経緯があり、県内他市の教育長の給料月額と比較して平均より若干高い金額ではあるが、教育行政の活動状況や職務の内容を勘案すると、特段の減額措置を講ずる必要はなく、現行月額65万円を維持することが望ましいとしました。

4 おわりに

本答申は、諮問事項を各委員が慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、適切に取り組みれることを求めます。

また、今後も、若者や女性が立候補しやすい環境整備に繋がるよう、限られた予算の中ではありますが、議員報酬や議員定数等について、引き続き調査検討を願います。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりです。

会 長	坂 元 弘 一
委員（会長職務代理者）	武 藤 永 行
委 員	奥 村 保 子
委 員	小 倉 妙 子
委 員	関 谷 英 樹
委 員	棚 瀬 勉
委 員	成 瀬 幸 太 郎
委 員	馬 渕 淳 子